

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
消費税について	1
平成13年度税制改正の 動向について	2

町中の飾りが、クリスマス一色に彩られている今日この頃、いよいよ今世紀も残すところわずかとなってしまいました。皆様の今世紀はいかがなものだったのでしょうか？来る21世紀が、皆様そして当事務所にとって、実り多き時代となることを祈っております。

第4号では、一般的に理解しづらいと思われるがちな消費税の話題について主に取り上げてみました。

内容に関するご要望・ご不満等ございましたら遠慮なさらずご意見を伺わせてください。

よろしくお願いいたします。

公認会計士 中村元彦

公認会計士 中村友理香

### 消費税について

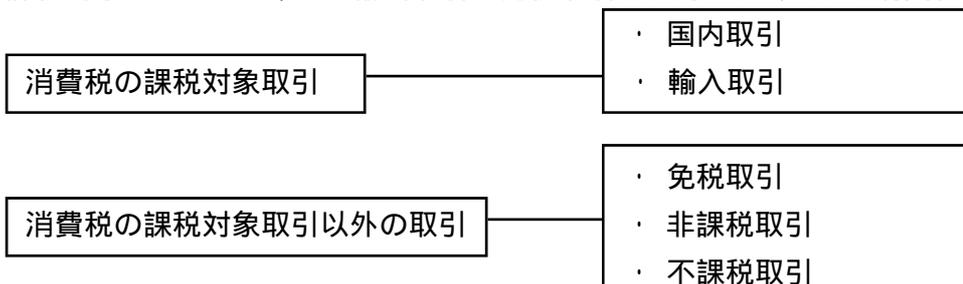
皆様はすべての物品やサービスに対して消費税が課税されると思われていないでしょうか？

消費税の課税の対象は、

国内において事業者が行った資産の譲渡等

保税地域から引き取られる外国貨物

に限られ、国外で行われる取引や家庭で使っている物品を個人が相対で売買する取引などは不課税取引とされ、課税対象となりません。また輸出取引は免税取引として扱われ、これも消費税は課税されません。



免税、不課税取引以外にも、消費に負担を求める税としての性格からみて、課税対象とすることになじまないものや社会政策的な配慮から課税することが適当でないとして、13項目について限定し、非課税取引として消費税が課税されないものがあります。具体的には以下のとおりです。

- 1) 土地の譲渡及び貸付
- 2) 有価証券、有価証券に類するもの(国債・地方債等)及び支払手段(小切手・郵便為替等)の譲渡
- 3) 利子を対価とする貸付金その他の特定の資産の貸付け及び保険料を対価とする役務の提供  
(預金貯金の利子・保険料・共済掛金等)
- 4) 郵便切手類、印紙及び証紙、物品切手等(商品券・ビール券・図書券・テレホンカード等)の譲渡
- 5) 公的な医療保障制度に係る療養、医療、施設療養又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等
- 6) 墓地、埋葬等に関する法律に規定する埋葬に係る埋葬料、火葬に係る火葬料を対価とする役務の提供
- 7) 学校、専修学校、各種学校等の授業料、入学金、施設設備費等
- 8) 住宅の貸付け  
等

上記にあげたように、非課税取引のテレホンカードは、購入時にはその費用は課税仕入れとなりませんが、カードを利用して電話をかけたときには、電話会社から通信回線の利用という役務の提供を受け入れたこととなりますので、皆様のような法人ではその利用時点で役務の提供を受けた事業者の課税仕入れに該当します。そこで厳密にいうと、テレホンカードの購入時の課税期間と実際に使用して課税仕入れとすべき課税期間が異なることもありうるわけですが、自社の業務のためにデータ送信や電話をかける目的で使用するものは、継続適用を条件に、テレホンカードを購入した日の属する課税期間において、その購入代金を課税仕入れとすることができます。この考え方は、郵便切手も同様です。ただし、印紙は購入したときはもちろん、使用したときにおいても課税仕入れとすることはできません。



なお、テレホンカードを、得意先に広告宣伝用や名刺代わりに交付したり、取引先に景品として交付する場合は、交付した側の法人は、カードを購入した見返りとしての役務の提供を受けていませんから、課税仕入れとはなりませんので注意が必要です。

## 平成13年度税制改正の動向について

これまでの季刊誌で、平成13年4月に株式譲渡益課税の源泉分離方式が廃止される予定とお伝えしていましたが、昨今出された自民党の税制大綱では、2年間延期と決定されました。

また、平成13年3月31日までの適用となっていた「パソコン減税」(企業や個人事業者が1セット100万円未満の情報通信機器を購入したときに全額その年度の損金に一括算入できる制度)は延長はなく、期限どおりに廃止され、電子計算機の法定耐用年数の短縮という形での見直しとなりました。これにより、耐用年数は、パソコンで4年(現行6年)、その他のコンピュータで5年となる見通しです。パソコンの購入予定がある場合には、13年3月31日までに購入し、実際の使用を開始するように考慮したほうがよさそうです。

ただし、この税制大綱は正式決定ではありませんので、今後の動向を注意してみていく必要があることにご留意ください。



\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。